

旧RD最終処分場 有害物調査について



## 有害物調査の進め方（案）

### （１）有害物調査の基本的な考え方

有害物調査の基本的な考え方は以下に示すとおりとする。

RD 事案に対し、区域内の有害物をできる限り除去することを盛り込んだ対策方針を最終決定するための調査とする。

既存調査に加え、新たなボーリング調査等による詳細な有害物調査を行うとともに元従業員等の証言に基づくドラム缶調査を行う。

有害物調査の内容については、「旧RD 最終処分場有害物調査検討委員会」の助言を踏まえて、周辺自治会との話し合いを進めながら決定する。

### （２）有害物調査の進め方

図1.1 に示すフローをもとに有害物調査を進める。

有害物の範囲を検討するため、基本となる「調査区画」を設定する。

既存調査結果、元従業員の証言を整理し、「調査区画」に落とし込み、今回の調査で実施すべき区画、項目を明らかにする。

有害物調査全体の調査フローを設定する。

初期調査として、「表層ガス調査」と「既存コアの確認」を実施する。

初期調査の評価を行い、1次調査内容について協議・決定する。

1次調査は、30m調査区画に基づくボーリング調査等に加え、必要と考えられるドラム缶調査とする。

1次調査結果の評価を行い、2次調査内容について協議・決定する。

2次調査は、有害物の範囲を確定するための10m調査区画に基づくボーリング調査等とする。

2次調査後、有害物調査全体の評価を行い、有害物の範囲を確定する。

有害物の範囲の確定とともに対策工基本方針を検討し、決定する。

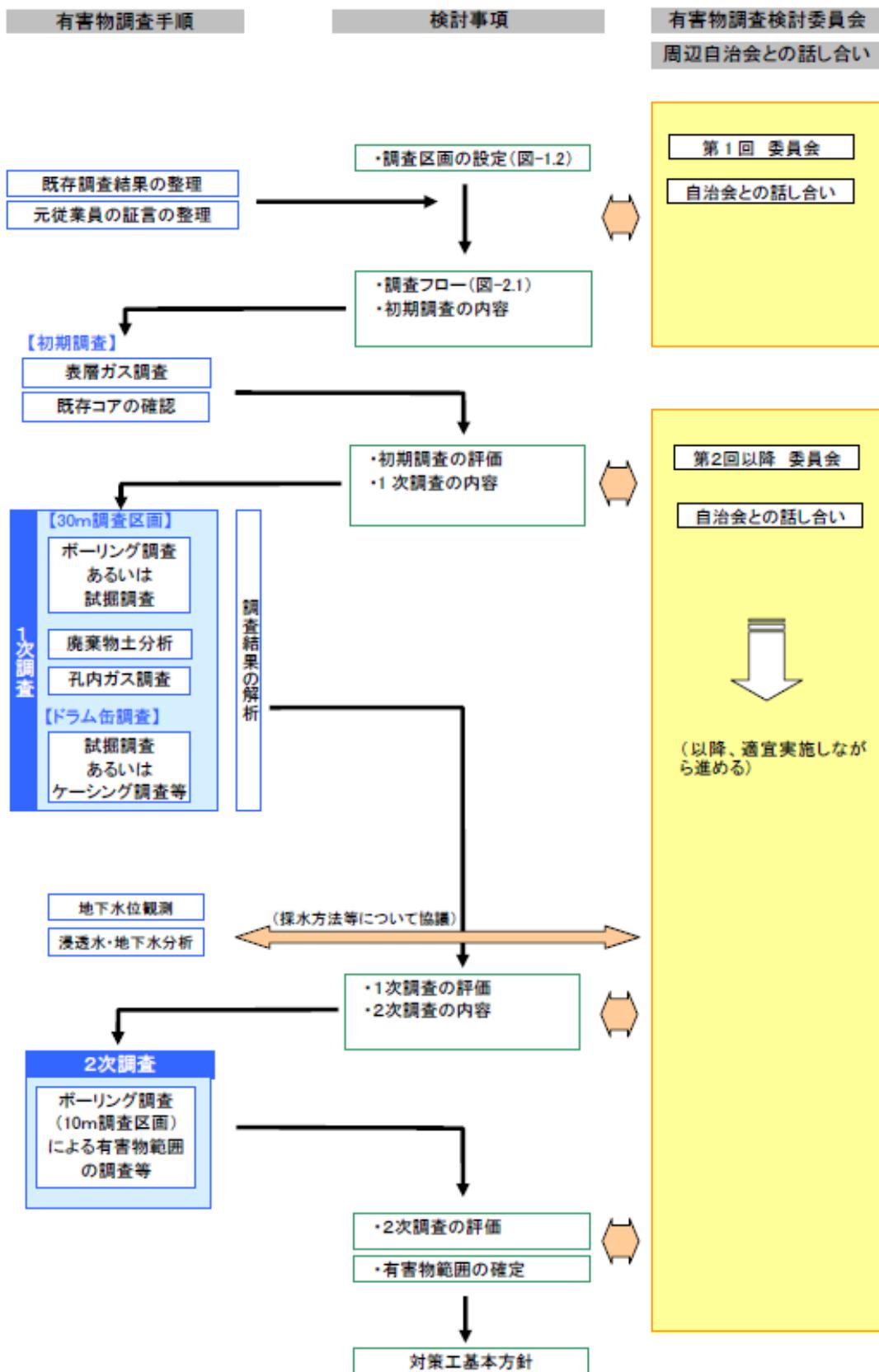


図-1.1 有害物調査の進め方

## 旧R D最終処分場有害物調査検討委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 (株)アール・ディエンジニアリング最終処分場跡地(以下「旧処分場」という。)において滋賀県が行う有害物調査および対策工基本方針の検討にあたり、理工学的事項について専門的な意見を反映させるため、「旧R D最終処分場有害物調査検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条に規定する趣旨を達成するため、次に掲げる事項に関し専門的見地から助言を行うものとする。

(1) 旧処分場における廃棄物および地下水等の調査の実施ならびに調査結果(既往調査の結果を含む。)の評価

(2) 生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去に係る効果的、合理的な対策工基本方針の検討

(3) その他前条に規定する趣旨の達成のために必要な事項

### (組 織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する学識経験者5名以内の委員をもって組織する。

2 委員会に委員長および副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により定める。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 第1項の規定に関わらず、知事は、必要に応じて、委員会にオブザーバーを置くことができる。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

### (会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員は、会議に出席できない場合には、文書等により意見を述べることができる。

3 委員長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員会は、公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成22年10月5日から施行する。

#### 旧RD最終処分場有害物調査検討委員会 委員名簿

氏名	年齢	性別	役職	備考
大嶺 聖	46	男	九州大学大学院 工学研究院 准教授	地盤工学
小野雄策	61	男	日本工業大学 ものづくり環境学科 教授	廃棄物処理処分工学
梶山正三	65	男	弁護士、理学博士	環境科学
大東憲二	53	男	大同大学工学部 都市環境デザイン学科 教授	環境地盤工学 地下水工学
樋口壯太郎	60	男	福岡大学大学院 工学研究科 教授	廃棄物工学